

第15回定時株主総会招集ご通知



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

■ 日 時

2021年6月20日（日曜日）午後2時
受付開始 午後1時30分

※受付開始時刻が前回と異なりますので、
ご注意ください。

■ 場 所

丸の内北口ビルディング15階
フクラシア丸の内オアゾ 会議室C

※開催場所が前回と異なりますので、
ご注意ください。

■ 議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額の設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外
取締役を除く。）に対する株式報酬等の額
及び内容決定の件

(証券コード 7157)
2021年5月28日

株主各位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長 森 亮 介

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため適切な対策を実施のうえ、開催します。

株主の皆さまにおかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせ、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類の内容をご検討の上、3ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2021年6月18日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の模様につきましては、オンラインでご視聴いただけます。詳細につきましては、5ページに記載の「オンライン視聴に関するご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月20日（日曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
※ 受付開始時刻が前回と異なりますので、ご注意ください。
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
丸の内北口ビルディング15階 フクラシア丸の内オアゾ 会議室C
※ 開催場所が前回と異なりますので、ご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
 - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社株主・投資家情報ウェブサイト(<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載します。
 - (3) 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」及び「会計参与に関する事項」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 なお、監査役が監査した事業報告及び計算書類、会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、これらの当社株主・投資家情報ウェブサイトの掲載事項を含みます。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当社保険契約者及び報道関係者をご招待しません。
 - (5) 本招集ご通知は、早期に情報をご提供する観点から、発送前に当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しました。

議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただけます。

事前に議決権を行使いただく場合



インターネット

次ページの案内をご覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。

▶行使期限：2021年6月18日（金曜日）午後5時30分入力分



書面（郵送）

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、ご返送ください。
賛否のご記入がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

▶行使期限：2021年6月18日（金曜日）午後5時30分到着分

ご出席いただく場合



株主総会出席

同封の議決権行使書をご持参の上、会場受付にご提出ください。

▶株主総会開催日時：2021年6月20日（日曜日）午後2時
（受付開始 午後1時30分）

*インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とします。また、インターネット（パソコン、スマートフォン等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とします。

*今後、招集ご通知の受領を電子メールにて希望される場合は、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。ただし、このお手続きは携帯電話からはできません。

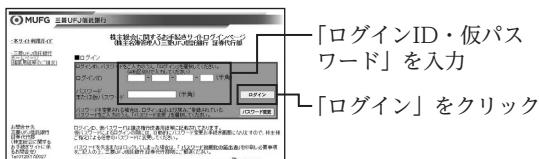
機関投資家の皆さまは、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についてご案内します。

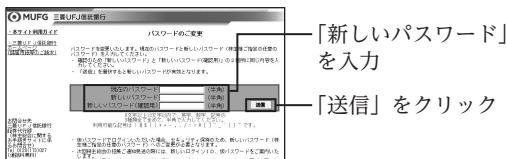
ログインIDを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイト（上記URL）にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書の右下に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを入力してください。

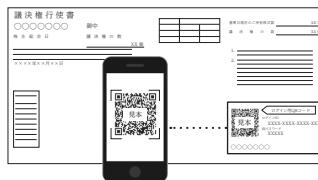


- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ることで、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。（ログインID、仮パスワードは不要です。）



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左の「ログインIDを入力する方法」をご確認ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための出席見合わせのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせていただき、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定時株主総会にご出席される場合は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場ください。また、会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

第15回定時株主総会 オンライン視聴に関するご案内

本株主総会はオンラインでご視聴いただくことも可能です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによるご視聴を積極的にご利用ください。

ただし、オンラインによるご視聴は会社法上出席の扱いにならず、オンラインによるご質問は会場に出席された株主さまからの質問と同様には扱われませんので、ご留意ください。また、オンライン視聴をご希望の株主さまは、別途インターネット又は書面にて事前に議決権行使をお願いいたします。

上記をご了承いただき、オンライン視聴をご希望の株主さまは、以下の要領にてログインをお願いいたします。

<ログイン方法>

お手元の議決権行使書をご確認いただきながら、以下のURLまたは二次元コードからログインページにアクセスいただき、必要事項をご入力の上ログインをお願いいたします。

<https://web.sharely.app/login/lifenet20210620>

(必要事項) 株主番号、郵便番号、保有株式数



※書面にて事前に議決権行使される株主さまは、議決権行使書を投函する前に、「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※株主番号等がご不明な場合は、以下URLをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

<事前質問・当日質問の受付について>

【事前質問】

以下いずれかの方法で、株主さまからの事前質問を受け付けております。

①上記ログインページにログインいただいた後、「質問」タブの送信フォームより質問をご投稿

②当社ウェブサイト「IRお問い合わせ」欄より質問をご投稿

<https://cloud.swcms.net/lifenet-seimeiPublic/ja/inquiry.html>

(受付期間) 2021年5月28日(金曜日)～2021年6月11日(金曜日)

【当日質問】

上記ログインページにログインいただいた後、「質問」タブの送信フォームより質問をご投稿ください。

(受付期間) 2021年6月20日(日曜日)午後2時より

※株主のみなさまのご関心が高い質問については、議長の判断により、本株主総会でご回答させていただきます。なお、すべてのご質問に対してご回答することができない場合もございます。また、オンラインによるご視聴では動議を提出することはできません。あらかじめご了承ください。

※その他オンラインによるご視聴に関するご利用方法に関しましては、以下FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

＜オンデマンド配信について＞

- ・株主総会当日にご出席いただけない株主さま及びオンライン視聴いただけない株主さまのために、後日、株主総会当日の様様を当社ウェブサイト（<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>）にてオンデマンド配信することを予定しております。
- ・オンデマンド配信は、株主総会のライブ配信の映像・音声を利用し、株主さまとの質疑応答部分など一部を削除や編集して行う予定です。

＜注意事項＞

- ・株主総会のオンラインによるご視聴に関わる一切の通信・通話のための機器類及び利用料等一切の費用は、株主さまのご負担となりますのであらかじめご了承ください。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンラインによるご視聴の株主さまが被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・株主総会のオンラインによるご視聴において、株主さま側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信の映像や音声データの第三者への提供、公開での上映、転載・複製およびログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・株主総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、当社ウェブサイト（<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>）にてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願いいたします。

第15回定時株主総会 各種お問い合わせ窓口一覧

お問い合わせ内容	窓口	ご連絡先
議決権行使に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部ヘルプデスク	フリーダイヤル 0120-173-027 月曜日～金曜日（休日を除く） 午前9時～午後9時 通話料無料
株主総会当日のログイン方法及び視聴サイトのご利用方法に関するお問い合わせ	コインチェック株式会社	03-6416-5287 2021年6月20日（日曜日） 午後1時～午後3時

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

取締役会の監督機能を一層強化させるとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 保険業法第113条第1項の規定に基づく事業費の償却に関する附則の削除

保険会社では、他の一般の事業と比較して開業当初に多大な事業費が先行して発生することから、保険業法第113条第1項において開業から5年間の事業費を資産として計上し、10年以内に償却することが認められています。当社においても、同法に則り、開業後の2008年度から2012年度までに発生した事業費の一部を保険業法第113条繰延資産として計上し、2016年度までの9年間で償却が完了したため、当該附則の削除を行うものです。

(3) その他全般に関する変更

条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。</u>)は、11名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役等)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役会長1名、取締役社長1名および役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、最高経営責任者（CEO）1名および最高執行責任者（COO）1名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役等)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の中から、取締役会長1名、取締役社長1名および役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の中から、最高経営責任者（CEO）1名および最高執行責任者（COO）1名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役への委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査等委員会) 第28条 監査等委員会は、すべての監査等委員で構成する。 2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>3 監査等委員会に係るその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u>	(削除)
<u>第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</u>	
<u>(監査役の選任)</u>	(削除)
<u>第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
<p><u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<p><u>第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役1名以上を選定する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会)</p> <p>第31条 監査役会は、すべての監査役で構成する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査役会に係るその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則によるものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条 (条文省略)</p>	<p>第5章 会計監査人</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の任期) 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会が定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第32条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会が定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第37条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 附則</p>	<p>第7章 附則</p>
<p><u>(創立費および事業費の償却)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第42条 <u>保険業法第113条の規定に基づく当会社成立後最初の5事業年度の事業費の償却は、次項に定める方法による。</u> 2 <u>当会社成立後最初の5事業年度の事業費は、各事業年度における保険事業純益と資産運用純益の合計額を超える部分を限度に繰延資産に計上し、当会社成立後10年以内の期間において毎年均等額以上を償却する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p>第38条 当会社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>2 <u>第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役8名は、定款の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を経ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名					当社における現在の地位及び担当
1	もり 森	りょう すけ 亮介	再任			代表取締役社長
2	こ ば 木庭	やす ひろ 康宏	再任			取締役 執行役員 営業本部長
3	こん どう 近藤	りょう すけ 良祐	新任			執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部
4	よこ ざわ 横澤	じゅん ぺい 淳平	新任			執行役員 システム戦略本部長
5	みず こし 水越	ゆたか 豊	再任	社外	独立 役員	社外取締役
6	さい どう 齊藤	たけし 剛	新任	社外	-	

候補者番号

1

もり
森 りょうすけ
亮介

1984年3月10日生 (満37歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2007年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
 2012年9月 当社 入社
 2013年5月 当社 企画部長
 2016年1月 当社 執行役員 経営戦略本部長
 2017年4月 当社 執行役員 営業本部長
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 営業本部長
 2018年6月 当社 代表取締役社長 (現任)

<所有する当社株式の数>

47,612株

取締役候補者とした理由

当社において、主に経営企画、経営管理に従事し、2017年4月からは営業の責任者として業績の伸長に貢献しました。その後取締役に就任し事業戦略を推進、2018年6月からは代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、一層の業績拡大に貢献しております。当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

こば やすひろ
木庭 **康宏**

1979年4月9日生 (満42歳) 男性

再任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2002年4月 厚生労働省入省
 2010年9月 当社 入社
 2013年10月 当社 法務部長
 2015年6月 当社 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
 2016年1月 当社 執行役員 コーポレート本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
 2016年6月 当社 執行役員 コーポレート本部長
 2017年4月 当社 執行役員 経営戦略本部長
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 経営戦略本部長
 2019年7月 当社 取締役 執行役員 営業本部長 (現任)
 2021年5月 ライフネットみらい株式会社 社外取締役 (現任)

<所有する当社株式の数>

30,155株

取締役候補者とした理由

当社において、法務、リスク管理、人事総務、経営企画及び経営管理、営業の責任者を務め、生命保険事業に関する知識及び経験を有しております。2017年6月からは取締役として経営戦略を推進、2019年7月からは営業本部長として業績の伸長をけん引するなど、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
3

こんどう
近藤

りょうすけ
良祐

1980年9月5日生 (満40歳) 男性

新任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2003年 4月 パイオニア株式会社入社
2009年 10月 株式会社かんば生命保険入社
2012年 3月 当社 入社
2016年 1月 当社 経営戦略本部 経営企画部長
2017年 4月 当社 営業本部 営業企画部長
2018年 6月 当社 執行役員 営業本部長
2019年 7月 当社 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

取締役候補者とした理由

当社において、経営管理・IR（投資家向け広報）等の業務経験を有し、経営企画部長、営業本部長等を歴任し、生命保険会社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる業務知識・経験があることから、新たに取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
4

よこざわ
横澤

じゅんぺい
淳平

1980年6月18日生 (満40歳) 男性

新任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

2003年 4月 NTTデータネット株式会社
(現 株式会社 NTT データ・フィナンシャルコア) 入社
2008年 5月 当社 入社
2018年 4月 当社 営業本部 KDDI事業部長
2020年 7月 当社 お客さまサービス本部 事務企画部長（現任）
2021年 4月 当社 執行役員 システム戦略本部長（現任）

<所有する当社株式の数>

12,000株

取締役候補者とした理由

当社において、システム開発、KDDI株式会社との業務提携の推進等の業務経験を有し、KDDI事業部長、事務企画部長等を歴任し、生命保険会社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる業務知識・経験があることから、新たに取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

みずこし
水越

ゆたか
豊

1956年8月29日生 (満64歳) 男性

再任

社外

独立
役員



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1980年4月 新日本製鐵株式会社 (現 日本製鐵株式会社) 入社
 2004年5月 ボストン コンサルティング グループ
 シニア・ヴァイス・プレジデント
 2005年1月 同社 日本代表
 2016年1月 同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
 2016年6月 当社 社外取締役 (現任)
 アサガミ株式会社 社外取締役 (現任)
 2018年1月 ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (現任)
 2018年6月 株式会社カプコン 社外取締役 (現任)
 2020年1月 株式会社ADKホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由

コンサルティングファームにおける会社経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き当該知見を活かして、特に経営分析や経営戦略の策定等の専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

さいとう
齊藤

たけし
剛

1966年9月19日生 (満54歳) 男性

新任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1989年3月 第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社) 入社
 2014年4月 同社 コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業管理部長
 2019年4月 同社 経営管理本部経営管理部長
 2021年4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員常務 (現任)
 2021年4月 auフィナンシャルサービス株式会社 取締役 (現任)
 2021年4月 auペイメント株式会社 取締役 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由

KDDI株式会社におけるコンシューマ事業や経営管理について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 水越豊及び齊藤剛の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 当社は、水越豊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該責任限定契約を継続する予定です。また、齊藤剛氏の選任が承認された場合も、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
 - (2) 齊藤剛氏は、過去10年間においてKDDI株式会社の業務執行者にあたります。KDDI株式会社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）に該当します。
 - (3) 水越豊氏は、当社の現任の社外取締役です。水越豊氏の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - (4) 水越豊氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合も、独立役員とする予定です。
3. 各候補者と当社の間には、補償契約の締結はありません。
4. 当社は、保険会社との間において、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金及び争訟費用等並びに公的調査に対する対応費用が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同等の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）とは区別して監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当		
1	やま さき たか ひろ 山崎 隆博	新任		常勤監査役
2	はやし けい こ 林 敬子	新任	社外	独立役員 社外取締役
3	やま した とも ゆき 山下 知之	新任	社外	独立役員 -

候補者番号

1

やまさき
山崎

たかひろ
隆博

1957年12月23日生 (満63歳) 男性

新任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1981年4月 日本生命保険相互会社入社
2004年3月 同社 国際業務部担当部長
2005年3月 同社 米国法人社長
2007年12月 同社 証券管理部長
2009年6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 常勤監査役
2013年6月 同社 取締役企画業務部長
2015年6月 当社 入社 執行役員 保険金部長
2016年1月 当社 執行役員 お客さまサービス本部長
2018年6月 当社 お客さまサービス本部長補佐
2019年2月 当社 経営戦略本部長補佐
2019年6月 当社 常勤監査役(現任)
2021年5月 ライフネットみらい株式会社 社外監査役(現任)

<所有する当社株式の数>

4,000株

監査等委員である取締役候補者とした理由

投資会社における常勤監査役経験に基づく高い専門性を有していることに加え、他の生命保険会社及び当社において要職を歴任し、2019年6月からは当社常勤監査役を務めています。生命保険会社の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる業務知識・経験があることから、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

はやし
林 敬子

1960年8月11日生 (満60歳) 女性

新任

社外

独立
役員



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1986年4月 東京国税局入局
1990年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
1994年3月 公認会計士登録
2006年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー
2013年10月 デロイト トーマツ グループ D&I推進責任者 D&I担当パートナー
2016年7月 日本公認会計士協会 常務理事(現任)
2018年11月 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役
2020年6月 当社 社外取締役(現任)
2020年6月 株式会社明電舎 社外取締役(監査等委員)(現任)
2021年2月 日本フィルコン株式会社 社外監査役(現任)
2021年3月 日本ビルファンド投資法人 監督役員(現任)

<所有する当社株式の数>

200株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

会社経営者としての経験、公認会計士として経理財務に関する高い専門性、ベンチャー支援やダイバーシティ&インクルージョンに関する幅広い経験や知見を兼ね備えていることから、引き続き当該知見を当社の監査や取締役会の活動に反映することにより、監査及び監督機能のさらなる強化を果たすこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

やました
山下ともゆき
知之

1975年9月14日生 (満45歳) 男性

新任

社外

独立
役員

<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

- 1998年 4月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
 2000年 2月 タワーズペリン (現 ウィリス・タワーズワトソン) 入社
 2004年 6月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社
 2010年 1月 同社 投資銀行部門アドバイザリーグループヴァイス・プレジデント
 2012年 3月 マクラガン・パートナーズ・アジア・インク
 (現 エーオンソリューションズジャパン株式会社) 入社
 2015年 4月 同社 在日代表
 2017年 1月 エーオンヒューイットジャパン株式会社
 (現 エーオンソリューションズジャパン株式会社)
 マクラガン・金融法人部門ヘッド
 2019年 7月 同社 代表取締役社長 (現任)
 2020年 9月 Aon plcパートナー (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

会社経営者としての経験、金融、ファイナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当該知見を活かして特にガバナンスの強化、経営戦略の策定等に関して取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、山崎隆博及び林敬子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山崎隆博、林敬子及び山下知之の各氏の選任が承認された場合には、各氏との間で当該責任限定契約を締結する予定です。
 3. 林敬子及び山下知之の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
 (1) 林敬子氏は、当社の現任の社外取締役です。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 (2) 林敬子氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。また、林敬子及び山下知之の各氏の選任が承認された場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員とする予定です。
 4. 各候補者と当社の間には、補償契約の締結はありません。
 5. 当社は、保険会社との間において、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金及び争訟費用等並びに公的調査に対する対応費用が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同等の内容での更新を予定しております。

(ご参考)

監査等委員会設置会社への移行にあたり、第2号議案及び第3号議案で選任をお願いしている各候補者については、以下の方針を準用し、選任しています。

取締役候補者の選任方針について

当社は、役員を選任及び役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、3名の独立社外取締役及び代表取締役で構成しております。取締役候補者の選任方針については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において制定しております。同方針は以下のとおりです。

1. 社内取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において、次に掲げる事項を充足する者を選任する。
 - ・経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
2. 社外取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
 - ・企業経営、リスク管理、コンプライアンス、金融、経済、経理財務、マーケティング等の専門分野における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るといった観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。
 - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、次の基準に則る。

3. 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。

- (1) 当社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (5) 当社の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している当社の大株主、又はその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、若しくは法律専門家
- (7) 過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
- (8) 過去3年間のいずれかにおいて(2)から(7)までに該当したことがある者
- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

監査役候補者の選任方針について

監査役候補者の選任方針については、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識、また、行政機関における経験等に基づく客観的かつ適切な監査といった機能及び役割が期待されることを基本的な考え方としております。

(ご参考)

本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が有する知識・経験・能力は、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	各取締役が有する知識・経験・能力					
		企業経営	法律 ガバナンス	金融	財務会計 ファイナンス	テクノロジー	マーケティング 営業
森 亮 介	代表取締役社長	○	○	○	○		○
木 庭 康 宏	取締役副社長		○	○	○		○
近 藤 良 祐	取締役		○	○	○		○
横 澤 淳 平	取締役			○		○	
水 越 豊	社外取締役	○	○	○		○	○
齊 藤 剛	社外取締役		○		○	○	○
山 崎 隆 博	取締役 (常勤監査等委員)	○	○	○	○		
林 敬 子	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○	○		
山 下 知 之	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○	○		○

- (注) 1. 役付取締役等は、本定時株主総会終了後の取締役会で決定する予定です。また、常勤監査等委員は、本定時株主総会終了後の監査等委員会で決定する予定です。
2. 上記の一覧表は、各氏が有する知識・経験・能力の全てを表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月24日開催の第12回定時株主総会において、年額18,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。

また、2019年6月23日開催の第13回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することをご承認いただいております。

この度、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責、新たな報酬として業績連動報酬を導入すること及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、現在の取締役の報酬等の額に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額25,000万円以内とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な支給金額、支給時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、従来どおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は4名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力を生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案の内容は、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を踏まえており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責、以下のとおり短期の業績等に連動する「業績連動報酬」を導入する予定であること及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮したものであることから、相当なものであると考えております。

なお、本定時株主総会において第4号議案から第6号議案までの各議案が承認可決された場合にその後の取締役会で改定する予定の「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」では、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬の種類として、従来の「固定報酬」並びに企業価値の持続的な向上及び株主の皆さまとの一層の価値共有の推進を目的とした「譲渡制限付株式報酬」のほかに、単年度の業績を示すものとして取締役会が定める指標に連動する「業績連動報酬」に関する事項を加える方針を規定する予定です。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内とし、監査等委員である各取締役に対する具体的な支給金額、支給時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力を生じますと、3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案の内容につきましては、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を踏まえており、上記のとおり監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮したものであることから、本議案の内容は相当なものであると考えております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件」が原案どおり承認可決され、その決議が効力を生じた場合、年額25,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

本議案は、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とする株式報酬制度を設定するものであります。本制度は、2019年6月23日開催の第13回定時株主総会においてご承認いただいた株式報酬制度と実質的に同一のものであります。

当社は、当社の対象取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。ただし、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定することとします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は4名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力を生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は2名）となり、対象取締役は4名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本議案に係る決議の効力が生じた日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所におけ

る当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、取締役会の決議に基づいて、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）に、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が予め認めた理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決さ

れ、同議案の決議による定款変更の効力が発生すること及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件」が原案どおり承認可決され、その決議の効力が発生することを条件として生じるものとします。

本議案の内容につきましては、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、下記に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」に記載の譲渡制限付株式報酬の対象者を、「取締役（社外取締役を除く。）」から「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）」に変更するものであり、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を踏まえていることから相当なものであると考えております。

（ご参考）

2021年2月9日開催の取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」は、以下の通りです。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

（取締役の報酬制度概要）

当社の取締役の報酬限度額は、2018年6月24日開催の第12回定時株主総会において、年額18,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は10名）。

また、2019年6月23日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度）が導入されております。同株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式取得の現物出資財産とするため、上記報酬限度額の範囲内にて金銭報酬債権を支給することが、決議されております。

（取締役の報酬制度等の決定体制）

当社は取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、3名の独立社外取締役および代表取締役1名で構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬制度の制定等に関しては、任意の指名報酬委員会において審議の上、当社取締役会にて決定します。

(報酬の種類及び割合の決定)

当社取締役（社外取締役を除く。）の役員報酬は、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。また、社外取締役の役員報酬は、固定報酬のみで構成されております。

なお、取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬（定額）及び株式報酬の割合につきましては、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社取締役会において決定しますが、当該割合は概ね7：3とします。

(固定報酬)

取締役の個人別の報酬額の設定については、各取締役の業務内容及び責任範囲等を勘案し、第三者による国内企業経営者の報酬水準に関する調査等も踏まえ、任意の指名・報酬委員会が決定し、毎月支給します。

(譲渡制限付株式報酬)

当社取締役（社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」といいます。）は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。これは、当年度（将来）の役務提供に対する対価として、いわゆる事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与するものであります。

また、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定しますが、前述の通り、対象取締役の固定報酬及び株式報酬の割合は概ね7：3とします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

① 当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、社会経済活動の大幅な抑制を受けました。政府の経済対策に下支えされて個人消費を中心に持ち直しはあったものの、引き続き不確実性が高い状況にあります。

生命保険業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、保険金・給付金請求手続きの簡易取り扱い、みなし入院に関する取り扱い、保険料の払込猶予期間延長等の特別な取り扱いにより、生命保険事業の社会的使命を果たすべく、お客さまに寄り添った対応を行いました。

このような状況のなか、当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念の下、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として開業から13年目を迎えました。当事業年度は、新型コロナウイルスの感染症の拡大により生活者の行動様式が変化するなかで、オンライン生保としての当社の価値をより多くのお客さまにお届けできるよう努め、前事業年度に引き続き、過去最高となる新契約業績を達成しました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

(契約の状況)

2020年度の新契約業績は過去最高を更新し、新契約の年換算保険料^{*1}は、前事業年度比122.5%の4,197百万円、新契約件数は、前事業年度比124.3%の100,587件、新契約高は、前事業年度比139.8%の575,248百万円となりました。新型コロナウイルス感染症の影響については、当該感染症拡大と2020年4月に発出された緊急事態宣言の影響を受け、生命保険ニーズが高まったことなどにより、新契約業績は一時大きく増加しました。

当事業年度末の保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比120.6%の18,713百万円、保有契約高は、前事業年度末比116.7%の2,994,198百万円となりました。保有契約件数は、前事業年度末比120.5%の439,945件となり、保有契約者数は、279,243人となりました。また、当事業年度の解約失効率^{*2}は、6.0%（前事業年度7.0%）となりました。

*1. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としております。

*2. 解約失効率は、解約・失効の件数を月々の保有契約件数の平均で除した比率を年換算した数値です。

○新契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度	前事業年度比
年換算保険料	3,425	4,197	122.5%
新契約件数	80,911件	100,587件	124.3%
新契約金額（新契約高）	411,625	575,248	139.8%

(注) 新契約金額（新契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

○保有契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末	前事業年度末比
年換算保険料	15,514	18,713	120.6%
保有契約件数	365,171件	439,945件	120.5%
保有契約者数	232,537人	279,243人	120.1%
保有契約金額（保有契約高）	2,565,269	2,994,198	116.7%

(注) 保有契約金額（保有契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約の増加に伴う保険料の増加及び修正共同保険式再保険における再保険収入の増加に伴い、前事業年度比123.3%の20,282百万円となりました。また、資産運用収益は、前事業年度比127.8%の433百万円となりました。その他経常収益は、73百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は、前事業年度比123.4%の20,789百万円となりました。

保険金等支払金は、修正共同保険式再保険における再保険料の増加に伴い、前事業年度比160.5%の6,031百万円となりました。保険金及び給付金支払額の保険料に対する割合は、前事業年度の18.9%から19.5%に増加しました。責任準備金等繰入額は、前事業年度比124.4%の6,310百万円となりました。責任準備金繰入額の保険料に対する割合は、前事業年度の35.1%から36.2%となりました。事業費は、広告宣伝費を中心とした営業費用の投下等により、前事業年度比109.4%の10,030百万円となりました。事業費のうち、営業費用は前事業年度比109.2%の6,712百万円、保険事務費用は前事業年度比120.1%の1,071百万円、システムその他費用は前事業年度比105.4%の2,246百万円となりました。その他経常費用は、主に海外募集による新株発行の株式交付費の計上及び2019年10月の消費税引き上げによる影響から、前事業年度比139.0%の1,503百万円となりました。これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比124.2%の23,879百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は、前事業年度のマイナス2,382百万円に対して、マイナス3,089百万円となりました。当期純利益は、前事業年度のマイナス2,400百万円に対して、マイナス3,114百万円となりました。

また、生命保険会社の収益性を示す指標のひとつである基礎利益は、事業費が増加したことなどにより、前事業年度のマイナス2,195百万円に対して、マイナス2,874百万円となりました。内訳は、危険差益3,274百万円、費差益マイナス6,164百万円、利差益16百万円です。

当社は、継続的な新契約業績の成長を目指すとともに、財務健全性の維持を目的として、2019年度から新契約の一部（以下、出再契約）を対象とした修正共同保険式再保険を行っています。修正共同保険式再保険は、出再契約のリスク及び収支構造の一部を一定期間再保険会社に移転するもので、当該再保険を活用することで、新契約に係る費用の負担が、会計上の資本を急激に減少させる状況を緩和することが可能となります。具体的には、当該再保険では、新契約獲得の初年度に、出再契約に係る新契約費の一部を出再手数料として収受します。そのため、経常収益が増加します。一方、収受した出再手数料は、再保険貸に資産計上された後、一定の期間において再保険収支に基づいて段階的に償却されます。そのため、当該期間において、経常利益及び純利益は減少することとなります。再保険貸の償却が完了し、再保険契約を終了させると、その後の出再契約の利益は当社に

帰属することとなります。以上により、当事業年度においては、当該再保険により経常収益は2,778百万円増加（前年同期は2,034百万円増加）、経常利益及び当期純利益は804百万円増加（前年同期は1,526百万円増加）しています。

○収支の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度	前事業年度比
経常収益	16,850	20,789	123.4%
保険料等収入	16,455	20,282	123.3%
資産運用収益	339	433	127.8%
その他経常収益	55	73	132.1%
経常費用	19,233	23,879	124.2%
保険金等支払金	3,759	6,031	160.5%
責任準備金等繰入額	5,072	6,310	124.4%
資産運用費用	151	2	1.9%
事業費	9,169	10,030	109.4%
営業費用	6,146	6,712	109.2%
保険事務費用	892	1,071	120.1%
システムその他費用	2,130	2,246	105.4%
その他経常費用	1,081	1,503	139.0%
経常利益（△）	△2,382	△3,089	—
当期純利益（△）	△2,400	△3,114	—
基礎利益	△2,195	△2,874	—

(資産、負債及び純資産の状況)

当事業年度末の総資産は、54,501百万円（前事業年度末41,144百万円）となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とする有価証券は、40,007百万円となりました。また、再保険貸2,569百万円のうち、修正共同保険式再保険に係る未償却出再手数料の残高は2,352百万円となりました。

負債は、責任準備金が増加したことから、38,694百万円（前事業年度末31,744百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金35,801百万円、支払備金837百万円となりました。なお、当社は、2018年度の新契約より、責任準備金の積立方式を5年チルメル式^{*1}から標準責任準備金^{*2}へ移行しています。2018年度期初における5年チルメル式責任準備金と標準責任準備金との差額を、2018年度から2022年度の5事業年度にわたって解消するように積み立てており、2020年度末時点の差額は498百万円です。

純資産は、当期純損失を計上したものの、海外募集による新株発行を行ったことにより15,806百万円（前事業年度末9,400百万円）となりました。なお、修正共同保険式再保険の活用により、純資産のうち利益剰余金には、未償却出再手数料の残高を増加させる効果を含んでおり、資本の急激な減少を緩和しています。一方、収受した出再手数料は、再保険貸に資産計上された後、一定の期間において再保険収支に基づいて段階的に償却されます。それに応じて、当該期間において、純資産が減少することとなります。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,647.1%（前事業年度末2,117.1%）となり、十分な支払余力を維持しております。

- *1. 5年チルメル式とは、責任準備金の積立方式のひとつで、生命保険の契約当初から5年間は、保険料積立金の積立額を平準純保険料式より小さく積み立てる方式であり、生命保険会社は、その事業特性上、契約獲得費用を含む契約初年度の事業費が多額になる傾向にあることを考慮した積立方式です。また、平準純保険料式とは、保険料払込期間における事業費の想定を毎回一定額（平準）とし、責任準備金を計算する方式です。
- *2. 標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者保護の観点から定めた責任準備金の積立水準のことで、平準純保険料式により計算されます。

○資産、負債及び純資産の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
資産	41,144	54,501
うち金銭の信託	3,539	5,895
うち有価証券	32,058	40,007
国債	8,065	9,004
地方債	1,391	1,482
社債	18,119	21,301
株式	313	397
外国証券	0	0
その他の証券	4,167	7,821
負債	31,744	38,694
うち支払備金	638	837
うち責任準備金	29,690	35,801
純資産	9,400	15,806

(ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー)

当事業年度末のEEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）は、前事業年度末比129.6%の95,140百万円となりました。修正純資産は、海外市場における募集による新株式発行などにより、18,990百万円となりました。保有契約の将来利益現価は、新契約の獲得や、事業費の前提を見直したことなどにより76,149百万円となりました。

(単位：百万円)

	2019年度末	2020年度末	増減
EEV	73,431	95,140	21,708
修正純資産	12,553	18,990	6,437
保有契約の将来利益現価	60,878	76,149	15,270

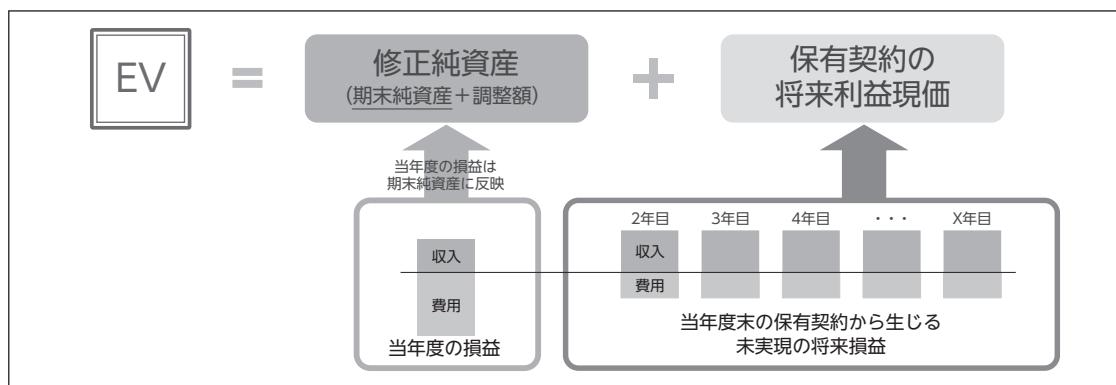
(ご参考) EV (エンベディッド・バリュー) とは

生命保険契約は、一般的に、新規の契約獲得時に多くの費用がかかりますが、収益となる保険料を生み出す期間は長期となるため、費用と収益の発生にタイムラグが生じます。そして、現在の法定会計上の損益計算書では、費用を初年度に一括計上する一方で、収益となる保険料収入は長期にわたって計上されます。保有契約に占める新契約の割合が大きい当社は、新規の契約が増加するほど、当年度に計上される費用は増加し、当期の利益は減少する構造となっております。そのため、当社は、生命保険会社の企業価値を評価するためには、法定会計に加えて、将来の利益も含めた長期の収益性を示すEV (エンベディッド・バリュー) も考慮する必要があると考え、経営方針の経営指標として定めております。経営方針の詳細は39ページをご覧ください。

EV (エンベディッド・バリュー) は、「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」を合計した指標であり、当社が用いるEEV (ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー) は、EV (エンベディッド・バリュー) の種類のひとつです。

「修正純資産」は、期末の純資産に調整額(負債中の内部留保等)を合計して算出します。当年度の純利益がプラスの場合は、修正純資産を増加させる要因となり、マイナスの場合は、修正純資産を減少させる要因となります。

「保有契約の将来利益現価」は、現在の保有契約から生じる将来の利益を現在価値に割り引いたもので、新契約が増加すると、一般的に、保有契約の将来利益現価が増加します。



(その他の成果)

当事業年度において、当社は「グロース」と「トランスフォーメーション」を目的に、2020年7月に海外市場における募集による新株式発行及び株式売出しを行い、欧州・アジア市場からさらなる成長のための資金として約90億円を調達しました。本海外公募増資により調達した資金を新契約獲得のためのマーケティング費用、システム開発費用、新規事業投資等に活用し、保有契約の拡大や「インターネットの生命保険会社」から「生命保険のインターネット企業」への変革の実現を目指していきます。

当社の主力商品である定期死亡保険「かぞくへの保険」はわかりやすく、シンプルな保障に特化した保険商品で、子育て世代を中心に多くのお客さまからご契約をいただいております。保有契約件数は20万件を超え、当事業年度末現在で213,597件となりました。

当事業年度は外部機関から多数の高評価を獲得しました。「2021年 オリコン顧客満足度[®]調査」における「医療保険ランキング」では、実際に給付金を受け取ったお客さまから「加入手続き」「商品内容」などの項目について評価され、当社の終身医療保険が総合第1位を獲得しました。当社が大事にしているストレスフリーな顧客体験やシンプルでわかりやすい商品性が、当社のご契約者から評価されました。また、J.D. パワー「2021年生命保険契約満足度調査SM」において、ダイレクト型チャネル部門で第1位に選ばれました。「顧客対応」「商品提供」「支払保険料」「手続・書類」の全ての項目で第1位の評価をいただき、当社が特に大事にしているストレスフリーな顧客体験や、シンプルでわかりやすい商品設計、オンラインでの申し込みによる低廉な保険料が、このような評価につながったものと考えています。

パートナー企業との協業も推進しました。2020年4月には「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」を販売開始しました。また、2021年2月には、今夏を目途に「マネーフォワードの生命保険」の販売開始を目指して、株式会社マネーフォワードと業務提携契約を締結しました。

② 対処すべき課題

当社は、2018年11月に経営方針を策定し、経営目標に「EEVの早期の1,000億円到達を目指す」ことを掲げ、重点領域である「顧客体験の革新」及び「販売力の強化」に取り組むことで着実な成長を続けています。EEVは、2021年3月末時点で951億円に達し、経営目標である1,000億円到達が近づいています。そのため、当社は、経営目標を「EEVの早期の2,000億円到達を目指す」ことに変更し、より一層の成長と高い収益力の実現を目指します。

経営方針の骨子は以下のとおりです。

○経営方針の骨子

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	・顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる ・販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する
経営目標	EEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の2,000億円到達を目指す

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の行動様式が大きく変化した1年となりました。この変化をオンライン生保としての当社の価値をより多くのお客さまに提供する事業機会であると捉え、2020年7月の海外公募増資により得た成長資本を活用しながら重点領域に注力することで、さらなる成長と生命保険のインターネット企業への変革を目指します。

そのために、当社は以下の対処すべき課題に対して取組みを推進してまいります。

i) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症によって、事業環境やお客さまの行動様式に急速な変化が起きています。当社は、この大きな変化に柔軟に対応できるよう、システム開発等を行うことで、時代に合った商品・サービスの提供を実現します。また、従業員の働き方の観点においても、多様性を尊重しながら、生産性の向上と効率的な事業運営ができるよう当社内の体制整備を進めるとともに、組織力を強化するための取組みを図ります。

ii) 保有契約業績の持続的な成長

当社は、重点領域の「顧客体験の革新」と「販売力の強化」に取り組むことで、新契約業績の持続的な成長及び解約失効率の改善等を行い、保有契約業績の2桁パーセント成長を目指します。

「顧客体験の革新」においては、お客さま視点でストレスフリーな商品・サービスの設計・開発を行うとともに、お客さまの当社に対するエンゲージメントを高めることで長期にわたる信頼関係を構築し、保有契約の拡大を図ります。デジタルデータの分析に注力し、お客さまとの接点を一元管理することで、それぞれのお客さまにあった質の高いコミュ

ニケーションを実現し、ニーズにそった商品・サービスを提供します。また、当社は2021年6月に就業不能保険の新商品「働く人への保険3」を発売する予定です。個人向け就業不能保険をいち早く採り入れた生命保険会社として、働けなくなるリスクに備えるだけでなく、就業不能状態から回復して再び働くことをサポートするという新しいコンセプトのもと、保障内容を拡充しています。当社がお客さまに対して提供するものは、生命保険の保障だけに留まらず、お客さまが当社と接するすべてのプロセスにおけるより良い顧客体験であると捉え、その価値を向上させるための取組みを推進します。

次に、「販売力の強化」においては、インターネットチャネルとホワイトレーベルチャネルの2つの軸でより多くのお客さまに当社の価値を提供してまいります。インターネットチャネルでは、引き続きテレビCMの継続的な投下等によるブランド力のさらなる向上やオンライン広告の効果的な活用に加え、主に若年層をターゲットとしたマーケティングを推進します。また、ホワイトレーベルチャネルでは、パートナー企業のブランド力を活用して、パートナー企業の顧客基盤に向けて、当社のわかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を引き続き行います。KDDI株式会社を通じた「auの生命ほけん」の販売に加え、2020年4月からは株式会社セブン・フィナンシャルサービスを通じて商品を販売しています。さらに、業務提携契約を締結した株式会社マネーフォワードとともに、2021年夏からのサービスの提供に向けて準備しています。

iii) 生命保険のインターネット企業への変革

当社は、オンライン生保市場を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指して、生命保険のインターネット企業となるための取組みを加速します。すなわち、当社が開業来積み重ねてきたオンライン生保としてのノウハウと当社ウェブサイトのトラフィックを活用して、お客さまと生命保険サービスをつなぐオンラインの生命保険プラットフォームの構築を目指します。

その一環として、オンラインの保険代理店事業を行う「ライフネットみらい株式会社」を子会社として設立し、2021年7月から事業を開始する予定です。当子会社は、当社と株式会社MILIZEとの合弁会社となります。MILIZE社の有するAIと金融工学のテクノロジーを活用しながら、生命保険の販売をより便利にすることに加え、お客さまの生命保険に関する課題を解決するとともに、お客さまに寄り添ったサービスを提供する予定です。

また、今後もシステム基盤への投資を行います。構築したシステム基盤を活用して、より迅速にお客さまに対するサービスの開発を実現します。

以上の取組みを推進することで、さらなる成長を目指します。株主の皆さまにおかれましては、引き続き、温かいご支援を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当事業年度)
年 度		億円	億円	億円	億円
末	個 人 保 険	20,597	22,895	25,652	29,941
契	個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
約	団 体 保 険	—	—	—	—
高	団 体 年 金 保 険	—	—	—	—
	そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保 険 料 等 収 入	10,616	12,159	16,455	20,282
	資 産 運 用 収 益	317	365	339	433
	保 険 金 等 支 払 金	1,891	2,535	3,759	6,031
	経 常 利 益 (△)	△197	△1,719	△2,382	△3,089
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△)	△249	△1,735	△2,400	△3,114
	総 資 産	35,541	38,247	41,144	54,501
	1株当たり当期純損失 (△)	△4.87円	△33.94円	△46.85円	△53.87円

(注) 1. 2018年度、2019年度及び2020年度の経常利益の減少は、さらなる事業規模の拡大を目的に営業費用を積極的に投下したことによるものです。

2. 2019年度及び2020年度は、修正共同保険式再保険により、保険料等収入、保険金等支払金、経常利益及び当期純利益が増加しております。

(3) 支店等及び代理店の状況

当社は、インターネットを主な販売チャネルとすることにより、主要な拠点を東京都千代田区の本社のみとし、支店等を設置しておりません。

当社の代理店の状況は、以下のとおりです。

(単位：店)

区 分	前事業年度末	当事業年度末	当事業年度増減
代 理 店	35	36	1
海 外 代 理 店	—	—	—
計	35	36	1

(4) 使用人の状況

(2021年3月31日現在)

区 分	前 年 事 業 末	当 年 事 業 末	当 事 業 年 度 増 減	当 事 業 年 度 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 月 額
内 務 職 員	160名	165名	5名	40.0歳	5.2年	555.5千円
営 業 職 員	—	—	—	—		

(注) 1. 内務職員165名のうち、男性は89名、女性は76名です。

2. 使用人の状況には、契約社員及び他社からの出向者を含み、派遣社員及び当社からの出向者を含んでおりません。

3. 派遣社員の平均雇用人員は73名です。

4. 平均給与月額は、税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達状況

当社は、2020年7月に、海外市場における募集による新株式の発行により9,005百万円の資金調達を行いました。

(7) 設備投資の状況

① 当事業年度における設備投資の総額

設備投資の主な内容は、お客さま向けWebシステムの更改を含むシステム基盤の改修費用です。

(単位：百万円)

設備投資の総額	875
---------	-----

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
システム基盤の改修	467

(注) 業務効率の向上等を図ることを目的としたシステム投資であります。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

該当事項はありません。

③ 重要な業務提携の概況

当社は、2015年4月にKDDI株式会社（以下「KDDI社」）と業務提携契約を締結しております。また、2019年12月には、KDDI社の金融事業に係る組織再編が行われたことに伴い、auフィナンシャルホールディングス株式会社を加えた三社間で業務提携契約を締結しました。今後は両社と連携し、それぞれの顧客基盤・ブランド・事業ノウハウなどの強みを活かした商品・サービスを共同で提供してまいります。

2013年4月に、Swiss Reグループの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltd（以下「Swiss Re社」）が当社の主要株主となるとともに、当社はSwiss Re社と業務提携契約を締結しました。2017年3月に、Swiss Reグループ内における当社株式の所有会社の変更により、当社の主要株主はSwiss Re社からSwiss Re Life Capital Ltd（以下「SRLC社」）へ異動するとともに、業務提携契約もSRLC社と締結しました。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

2021年4月25日付で、当社とSwiss Re Life Capital Ltdとの業務提携契約は、契約期間の満了により終了しました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2021年3月31日現在)

ふり 氏	がな 名	役職及び担当	重要な兼職の状況		
もり 森	りょう 亮	すけ 介	代表取締役社長	—	
にし 西	だ 田	まさ 政	ゆき 之	取締役副社長 執行役員 CHRO (チーフ・ヒューマン・ リソース・オフィサー)	—
はっ 八	た 田	ひとし 斎	常務取締役 執行役員 CCO (チーフ・コンプライアンス・ オフィサー) CISO (チーフ・インフォメーション・ セキュリティ・オフィサー)	住信SBIネット銀行株式会社 取締役 (非常勤)	
こ 木	ぼ 庭	やす 康	ひろ 宏	取締役 執行役員 営業本部長	—
たか 高	たに 谷	まさ 正	のぶ 伸	取締役 (社外役員)	—
みず 水	こし 越	ゆたか 豊	取締役 (社外役員)	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー アサガミ株式会社 社外取締役 株式会社カプコン 社外取締役 株式会社ADKホールディングス 社外取締役 (監査等委員)	
はやし 林	けい 敬	こ 子	取締役 (社外役員)	日本公認会計士協会 常務理事 株式会社明電舎 社外取締役 (監査等委員) 日本フィルコン株式会社 社外監査役 日本ビルファンド投資法人 監督役員	
もり 森	た 田	やす 康	ひろ 裕	取締役 (社外役員)	auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員常務
やま 山	さき 崎	たか 隆	ひろ 博	常勤監査役	—
ます 増	だ 田	けん 健	いち 一	監査役 (社外役員)	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 あすかコーポレートアドバイザー株式会社 社外監査役 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査役 中外製薬株式会社 社外監査役
かわ 河	い 相	ただす 董	監査役 (社外役員)	—	

- (注) 1. 取締役林敬子氏は、2020年6月30日付けで、有限責任監査法人トーマツを退所し、トーマツチャレンジド株式会社の代表取締役を退任しました。
2. 監査役 (社外役員) 宮内豊氏は、2021年3月17日付けで、一身上の都合により辞任しました。なお、同氏は、辞任時において、三井住友信託銀行株式会社 顧問 (常勤)、株式会社カノークス 社外取締役を兼職していました。また、財務省において要職を歴任し、金融に関する高い見識を有していました。

監査役（社外役員）宮内豊氏の辞任を受け、監査役の員数を欠くこととなったため、2020年6月21日開催の第14回定時株主総会において補欠の社外監査役に選任した河相董氏が、同日付けで、監査役（社外役員）に就任しています。

3. 監査役山崎隆博氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しています。監査役河相董氏は、経理業務を長年にわたり担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 社外取締役である高谷正伸、水越豊及び林敬子の各氏並びに社外監査役である増田健一及び河相董の各氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

ふり 氏	がな 名	役 職 及 び 担 当		
かた 片	だ 田	執行役員 お客さまサービス本部長		
まし 岸	もと 本	執行役員 【担当】経理部、数理部、データサイエンス推進室		
こん 近	どう 藤	りょう 良	すけ 祐	執行役員 【担当】経営企画部、商品開発部、資産運用部
ば 馬	ば 場	やす 靖	すけ 介	執行役員 システム戦略本部長

6. 森田康裕氏は、2021年4月1日付けで、auカブコム証券株式会社の執行役員に就任しました。
7. 木庭康宏氏は、2021年5月10日付けで、ライフネットみらい株式会社の社外取締役に就任しました。
8. 山崎隆博氏は、2021年5月10日付けで、ライフネットみらい株式会社の社外監査役に就任しました。
9. 2021年4月1日付けで、以下のとおり、執行役員を新たに選任しました。

ふり 氏	がな 名	役 職 及 び 担 当		
よこ 横	ざわ 澤	じゅん 淳	べい 平	執行役員 システム戦略本部長

なお、馬場靖介氏は、2021年4月1日付けで、執行役員 システム戦略本部長から、執行役員 【担当】 システム戦略本部に役職及び担当が変更になりました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の内容及び個人別の報酬等の内容の決定方針等 (取締役の報酬制度概要)

当社の取締役の報酬限度額は、2018年6月24日開催の第12回定時株主総会において、年額18,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は10名）。

また、2019年6月23日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度）が導入されております。同株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式取得の現物出資財産とするため、上記報酬限度額の範囲内にて金銭報酬債権を支給することが、決議されております（同定時株主総会終結時の対象取締役は4名）。

（取締役の報酬制度等の決定体制）

当社は取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や役員報酬の制度設計等を目的に、3名の独立社外取締役および代表取締役1名で構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬制度の制定等（会社法第361条第7項の方針を含む。）に関しては、任意の指名報酬委員会において審議の上、当社取締役会にて決定します。

（報酬の種類及び割合の決定）

当社取締役（社外取締役を除く。）の役員報酬は、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。また、社外取締役の役員報酬は、固定報酬のみで構成されております。

なお、取締役（社外取締役を除く。）の固定報酬（定額）及び株式報酬の割合につきましては、任意の指名・報酬委員会において審議の上、当社取締役会において決定しますが、当該割合は概ね7：3とします。

（固定報酬）

取締役の個人別の報酬額の設定については、各取締役の業務内容及び責任範囲等を勘案し、第三者による国内企業経営者の報酬水準に関する調査等も踏まえ、任意の指名・報酬委員会が決定し、毎月支給します。

（譲渡制限付株式報酬）

当社取締役（社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」といいます。）は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。これは、当年度（将来）の役務提供に対する対価として、いわゆる事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与するものであります。

また、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定しますが、前述の通り、対象取締役の固定報酬及び株式報酬の割合は概ね7：3とします。

② 監査役の報酬等の内容等

監査役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議されております（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名）。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	15,389万円 (1,500万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	2,601万円 (1,001万円)
合 計	12名	17,991万円

(注) 1. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

2. 取締役の報酬等の額には、固定報酬11,230万円のほか、株式報酬に係る当事業年度の費用計上額4,159万円が含まれております。

3. 非金銭報酬である株式報酬の割当の際に付された条件の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2020年7月8日から2023年7月7日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、下記(3)に該当した場合を除き、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中の解除

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が、会社都合その他当社取締役会が正当と認めた事由により、当社の取締役の地位を退任(死亡による退任を含む。)した場合に限り、以下の通り、譲渡制限を解除する。

①譲渡制限の解除時期

対象取締役の退任後、取締役会が別途決定した時点

②譲渡制限の解除対象となる株式数

当該対象取締役が退任した時点において保有する本割当株式の数に、第14回定時株主総会の開催日を含む月から当該対象取締役の退任日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)

(4) 当社による無償取得

当社は、上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関しては、取締役会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、第14回定時株主総会の開催日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、本譲渡制限期間中であっても、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項は、以下のとおりです。

取締役会は、3名の独立社外取締役および代表取締役1名で構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会に対し、取締役の個別の報酬等の内容(譲渡制限付株式報酬に係る株式の割当に関する事項を除く。)の決定の権限を委任しています。任意の指名・報酬委員会は、独立社外取締役で委員長の水越豊、独立社外取締役で委員の高谷正伸及び林敬子、代表取締役で委員の森亮介の各氏で構成されています。委任した理由は、取締役の報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化を図るためです。

任意の指名・報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成することに加え、オブザーバーとして、監査役が出席できる体制にすること、決定内容を全取締役、監査役に通知することにより、委任された権限を適切に行使するための措置が講じられています。

5. 当社取締役会は、任意の指名・報酬委員会における審議の過程及び結論を確認のうえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が2021年2月9日開催の取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」に沿うものであると判断しました。

(3) 責任限定契約・補償契約

当社は以下のとおり、業務執行取締役等である者を除く取締役及び監査役と責任限定契約を締結しています。なお、補償契約は締結していません。

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
高谷正伸	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合において、非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える額については、会社は非業務執行取締役等の損害賠償責任を免除する。
水越豊	
林敬子	
森田康裕	
山崎隆博	
増田健一	
河相董	

(注) 2021年3月17日付けで社外監査役を辞任しました宮内豊氏との間で、同様の契約を締結していました。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
役員及び従業員	当社は、保険会社との間において、被保険者である役員又は従業員がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金及び争訟費用等並びに公的調査に対する対応費用が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担していません。

(注) 被保険者である従業員の範囲は、管理職従業員、役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員（被保険者の配偶者または法定相続人を含みます。ただし、役員および保険対象従業員が行った不当な行為に起因するものに限ります。）です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2021年3月31日現在)

氏名	重要な兼職その他の状況
高谷正伸	—
水越豊	ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー、アサガミ株式会社社外取締役、株式会社カプコン社外取締役及び株式会社ADKホールディングス社外取締役（監査等委員）を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
林敬子	日本公認会計士協会常務理事、株式会社明電舎社外取締役（監査等委員）、日本ファイルコン株式会社社外監査役、日本ビルファンド投資法人監督役員を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
森田康裕	auフィナンシャルホールディングス株式会社執行役員常務を兼職しております。同社は、当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社のその他の関係会社です。当社は、同社と同社の親会社であるKDDI株式会社（以下「KDDI社」）の三社間で業務提携契約を締結しております。なお、当社は、当事業年度において、KDDI社との間に、保険販売に関する代理店手数料等の取引があります。また、当社は、当事業年度において、同社の子会社であるau Reinsurance Corporationとの間に、再保険契約に係る取引があります。
増田健一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー、株式会社ブリヂストン社外取締役、あすかコーポレートアドバイザー株式会社社外監査役、株式会社マーキュリアインベストメント社外監査役及び中外製薬株式会社社外監査役を兼職しております。当社は、株式会社ブリヂストンが発行した社債を資産運用目的で市場から購入し保有しております。株式会社マーキュリアインベストメントは、当社株式の0.97%を保有する株主です。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
河相董	—

- (注) 1. 取締役林敬子氏は、2020年6月30日付けで、有限責任監査法人トーマツを退所し、トーマツチャレンジド株式会社の代表取締役を退任しました。当社と同法人及び同社との間に記載すべき取引関係はありません。
2. 2021年3月17日付けで監査役を辞任した宮内豊氏は、三井住友信託銀行株式会社の顧問（常勤）、株式会社カノークスの社外取締役を兼職していました。当社と三井住友信託銀行株式会社の間においては、同社を信託受託者とする投資信託の購入等の取引関係があります。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
3. 森田康裕氏は、2021年4月1日付けで、auカブコム証券株式会社の執行役員に就任しました。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
高谷正伸	4年10ヶ月	取締役会14回中14回出席 指名・報酬委員会6回中6回出席	金融機関における会社経営者としての経験に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見による監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を主導しています。
水越豊	4年10ヶ月	取締役会14回中14回出席 指名・報酬委員会6回中6回出席	コンサルティングファームにおける会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会で必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を主導しています。
林敬子	10ヶ月	取締役会11回中11回出席 指名・報酬委員会6回中6回出席	会社経営者としての経験、公認会計士として経理財務に関する高い専門性に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見による監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関与し、監督機能を主導しています。
森田康裕	1年10ヶ月	取締役会14回中14回出席	KDDI株式会社における新規ビジネスの責任者として、また金融事業会社の経営者としての経験に基づき取締役会で適宜発言し、当該知見による監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
増田健一	13年11ヶ月	取締役会14回中14回出席 監査役会14回中14回出席	弁護士として、企業法務に関する専門性に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
宮内豊	1年10ヶ月	取締役会13回中13回出席 監査役会13回中13回出席	財務省において要職を歴任した金融に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
河相董	1ヶ月	取締役会1回中1回出席 監査役会1回中1回出席	複数の企業における経営者として会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

- (注) 1. 社外監査役宮内豊氏につきましては、2021年3月17日付けの辞任までの状況を記載しております。同氏の辞任を受けて就任した社外監査役河相董氏については、同日付けの就任からの状況を記載しております。
2. 社外監査役の河相董氏は、2007年5月から2019年6月まで当社の社外監査役であり、その在任期間は12年2ヶ月でした。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

区 分	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	2,501万円	—

(注) 支給人数及び報酬等の額には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 100,000,000株

発行済株式総数 60,611,136株

(注) 発行済株式総数は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により34,898株、海外募集による新株式の発行により9,200,000株、新株予約権の行使により16,000株増加しました。

(2) 当事業年度末株主数 5,109名

(3) 大株主（上位10名）

(2021年3月31日現在)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
auフィナンシャルホールディングス株式会社	12,800,000	21.11
JP MORGAN CHASE BANK 380742	5,683,900	9.37
MSIP CLIENT SECURITIES	4,382,464	7.23
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	5.36
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,495,279	4.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,124,800	3.50
BNYMSANV RE BNYMIL RE LF RUFFER JAPANESE FUND	1,781,800	2.93
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,674,300	2.76
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,671,100	2.75
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 384513	1,663,200	2.74

(注) 1. 持株比率は自己株式（127株）を控除して計算しております。

2. Swiss Re Life Capital Ltdから、2017年3月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年3月17日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主（上位10名）」には名称を記載しておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	34,898株	4名

(注) 株式報酬の内容につきましては、事業報告48ページ「2. (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

5. 新株予約権等に関する事項
6. 会計監査人に関する事項
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
8. 業務の適正を確保するための体制
9. 特定完全子会社に関する事項
10. 親会社等との間の取引に関する事項
11. 会計参与に関する事項

以上の5から11までの事項等は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト（<https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/stock/meeting.html>）に掲載しております。

12. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることができる旨を定款に規定しております。

当社は、累積損失を計上していることに加え、中長期の収益性の向上を目指して成長基盤の強化を優先することから、現時点での剰余金の配当に関する具体的な実施時期等は未定です。今後も、認知度向上、新しい商品・サービスの開発等の成長施策、システム投資等に調達資金を有効活用し、事業の拡大と利益の創出に努めます。そのうえで2020年代半ばにおける経常損益の黒字化を目指し、その後、将来的な剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとします。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	2,059	保険契約準備金	36,639
預貯金	2,059	支払備金	837
買入金銭債権	999	責任準備金	35,801
金銭の信託	5,895	代理店借	69
有価証券	40,007	再保険借	301
国債	9,004	その他負債	1,234
地方債	1,482	未払法人税等	3
社債	21,301	未払金	71
株式	397	未払費用	1,082
外国証券	0	預り金	15
その他の証券	7,821	リース債務	11
有形固定資産	95	資産除去債務	33
建物	12	仮受金	16
リース資産	11	特別法上の準備金	76
その他の有形固定資産	71	価格変動準備金	76
無形固定資産	1,252	繰延税金負債	373
ソフトウェア	520	負債の部合計	38,694
ソフトウェア仮勘定	732	(純資産の部)	
代理店貸	9	資本金	16,731
再保険貸	2,569	資本剰余金	16,731
その他資産	1,612	資本準備金	16,731
未収金	1,362	利益剰余金	△18,616
前払費用	103	その他利益剰余金	△18,616
未収収益	71	繰越利益剰余金	△18,616
預託金	73	自己株式	△0
仮払金	1	株主資本合計	14,846
		その他有価証券評価差額金	960
		評価・換算差額等合計	960
		純資産の部合計	15,806
資産の部合計	54,501	負債及び純資産の部合計	54,501

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	20,789
保険料等収入	20,282
保険料	16,892
再保険収入	3,389
資産運用収益	433
利息及び配当金等収入	320
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	320
その他利息配当金	0
金銭の信託運用益	110
有価証券売却益	2
その他経常収益	73
その他の経常収益	73
経常費用	23,879
保険金等支払金	6,031
保険金	2,146
給付金	1,140
その他返戻金	0
再保険料	2,743
責任準備金等繰入額	6,310
支払備金繰入額	199
責任準備金繰入額	6,111
資産運用費用	2
支払利息	0
為替差損	0
その他運用費用	2
事業費	10,030
その他経常費用	1,503
税金	998
減価償却費	364
その他の経常費用	140
経常損失 (△)	△3,089
特別損失	20
特別法上の準備金繰入額	20
価格変動準備金繰入額	20
税引前当期純損失 (△)	△3,109
法人税及び住民税	4
法人税等合計	4
当期純損失 (△)	△3,114

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 範 之 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣 瀬 文 人 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

ライフネット生命保険株式会社 監査役会

常勤監査役	山	崎	隆	博	Ⓜ
社外監査役	増	田	健	一	Ⓜ
社外監査役	河	相		董	Ⓜ

以 上

ライフネットの生命保険マニフェスト

「正直に わかりやすく、安くて、便利に。」

1 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険の未来をつくる。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖がほしい」という希望から生まれてきたという原点を忘れずに。
- (2) 私たちは、お客さまの声に耳を傾け、お客さまに何が必要かを常に考え行動する。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品・サービスだけを届ける。
- (4) 顔の見える会社にする。私たちは、経営のこと、商品のこと、社員のこと、どんな会社なのか、正直に伝える。
- (5) 私たちは、多様性を尊重し、協力しあうことで、変化に対応しつづける。100年後もお客さまに安心を届けられる会社であるために。
- (6) 私たちは、常に誠実に行動する。コンプライアンスを遵守し、倫理を大切にします。

3 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは、保障内容を過剰にしない。必要な備えを、適正な生命保険料で提案する。
- (2) 私たちは、よい商品を安く提供するための工夫を怠らない。
- (3) 私たちは、生命保険料を抑え、その分をお客さまの人生の楽しみに使ってほしいと考える。

お客さま一人ひとりの生き方を
応援する企業でありたい。

そのために、これからも挑戦を続けます。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 私たちは、「生命保険がわかる」情報を提供する。お客さまが自分にあった保障を納得して、選ぶように。
- (2) 私たちは、誰もが読んで理解できる「約款」（保険契約書）をつくる。
- (3) 私たちは、お申し込みだけでなく、保険金・給付金を請求するときにこそ、わかりやすいと思ってもらえる商品やサービスを届ける。

4 生命保険を、もっと、便利に

- (1) 私たちは、ご契約の検討から保険金・給付金の受け取りまで、あらゆる場面でお客さまの便利を追求する。
- (2) 私たちは、私たちの考えに共鳴してくれたパートナーと協力して、お客さまに商品やサービスを届ける手段を増やす。
- (3) 私たちは、生命保険の枠を超えて、「生きていく」ことを支える情報とサービスに触れる機会を増やす。
- (4) 私たちは、お客さまの期待の先にある「便利な生命保険」を通して、次の時代の当たり前をつくる。

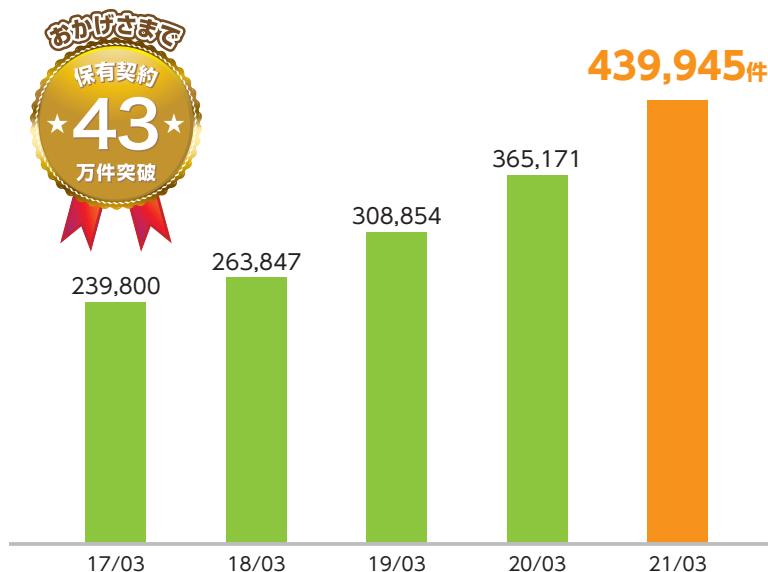
ライフネット生命保険株式会社

経営方針

当社は、2021年5月に経営目標を変更しました。経営方針に関するご説明は、38、39ページをご参照ください。

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	<ul style="list-style-type: none">顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する
経営目標	EEV(ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー)を企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の2,000億円到達を目指す

保有契約件数は43万件を突破



TOPICS

「2021年 オリコン顧客満足度®調査」における実際の利用者が評価した「医療保険」で、ライフネット生命の終身医療保険が総合第1位を獲得しました。



2021年3月期末 EEV

951億円

(前事業年度末 734億円)

EEVの詳細については、37ページをご参照ください。

株主の皆さまへのお願い

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当日のご来場は、可能な限り見合わせていただきますようお願いいたします。
- インターネットまたは議決権行使書により、事前に議決権を行使いただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2021年6月18日（金曜日）午後5時30分まで

※議決権行使に関するご案内は、3ページをご参照ください。

- 本株主総会の模様は、オンラインでご視聴いただけます。
※オンライン視聴に関するご案内は、5ページをご参照ください。

会場

丸の内北口ビルディング15階 フクラシア丸の内オアゾ 会議室C

東京都千代田区丸の内1-6-5

※会場が前回と異なりますので、ご注意ください。
※土日祝日は、地下出入口をご利用できません。地上からお入りください。

交通案内

JR

■ 「東京駅」丸の内北口より徒歩2分

東京メトロ

■ 丸ノ内線「東京駅」M14出口より徒歩1分

■ 東西線「大手町駅」B2c出口より徒歩1分

会場ご案内図

